

令和5年度保護司等中央研修会会場及び設営業務等の公募について

令和5年6月
法務省保護局

法務省保護局では、令和5年9月に令和5年度保護司等中央研修会の開催を予定しており、同研修会場について、下記のとおり公募しますので、応募方法に従ってお申し込みください。

記

1 保護司等中央研修会の概要及び目的

保護司等中央研修会は、全国の保護司及び更生保護法人役職員等の代表者の参集を求めて毎年開催されている研修会であり、更生保護が当面する諸問題について研究協議を行い、時代の要請に即応した施策の樹立と関係者の意識の統一を図り、もって更生保護の一層の充実発展を期することを目的としている。

2 保護司等中央研修会の開催概要

- (1) 開催日時：令和5年9月20日（水）
- (2) 研修参加者：全国の保護司及び更生保護法人役職員 約500人
- (3) 研修会スケジュール（案）【別紙1参照】

開 会 (午後1時00分)

保護局長挨拶

更生保護法人全国保護司連盟理事長挨拶

式 典 (午後1時15分)

表 彰

法務大臣挨拶

来賓祝辞

来賓紹介

講 演 (午後2時15分)

閉 会 (午後3時15分)

3 会場及び使用物品の賃貸借並びに設営業務等設営費等の条件

(1) 会場の条件

(会場全体)

- ・法務省（千代田区霞が関1-1-1）から直線距離で5キロメートル以内に所在していること。
- ・JR又は地下鉄の駅から徒歩5分圏内であること。
- ・最寄り駅が、東京駅から乗換え時間等も含め10分以内であること。
- ・会議場及び控室等の条件を満たす会場を確保すること。各会場の使用時間帯は別紙1のとおり。
- ・建物内にエレベーター又はエスカレーターを備えていること。

- ・全室冷暖房の設備を有していること。
- ・敷地内に10台程度の車が駐車できる駐車場又は駐車場所を有すること。
- ・冷房設備等、施設のトラブルに対し、対応できる職員が当日に常駐していること。
- ・会場における新型コロナウイルス感染症予防対策への対応が可能であること。（会場内の適切な換気の実施等）

（ホール及び控室等の条件）

①ホール【別紙2参照】

必要数：1

想定人数：約500人

その他：・1フロアの収容能力が650人以下の会場であること。

・会場内にステージ（舞台）がある、又は設置すること。

・シアター形式で椅子を設置するので、必要な椅子を備えること。

その場合、肘置き及びメモ台を備えた椅子とすること（パイプ椅子は不可）。

・音響・照明設備、AV機器を備えていること。

・講演者卓、司会者卓、複数の有線マイク及び無線マイクが使用できること。

・プロジェクター、スクリーンが使用できること。

②講師控室

必要数：3

想定人数：3名程度

その他：・想定人数が使用できる机・椅子を備えること。

・ホールと同フロアに備えること。

③来賓等控室

必要数：2

想定人数：7～8名程度

その他：・想定人数が使用できる机・椅子を備えること。

・ホールと同フロアに備えること。

④事務局控室

必要数：1

想定人数：20名程度

その他：・想定人数が使用できる机・椅子を備えること。

・ホールと同フロアに備えること。

(2) 使用物品の賃貸借及び会場設営・運營業務等の条件

別途保護局が提示する使用物品を備え付けるとともに、使用物品を使用した会場設営及び運營業務を遂行できること。なお、使用予定の物品については、別紙3のとおりである。

4 会場借用期間

令和5年9月20日（水）

5 施設使用に係る借料の支払条件

施設使用後、適法な支払請求書を受領した日から30日以内に指定金融機関の口座に振り込むものとする。

6 応募資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 令和4・5・6年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」においてA、B、C又はDの等級に格付けされた資格を有する者であること。
- (3) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、次に定める資格を有する者であること。
 - ア 法務省から業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
 - イ 民間企業、官公庁等において、研修会、分科会及び意見交換会等の会場を提供し適切に実施した実績があること。
 - ウ 公募公告日から起算して過去6か月以内に、法人又は法人の役員が、贈賄、競売等妨害又は談合、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律違反等、契約に関する行為により公訴を提起されていないこと。ただし、無罪判決が確定している場合を除く。

7 応募方法

本件公募に当たり、説明会の開催は予定していないため、下記7（3）に定める担当者まで電話で問い合わせの上、下記7（4）に定める資料を提出すること。なお、今回の申込書等の作成・提出に係る一切の経費は応募者の負担とする。また、提出された書類等は返却しない。

(1) 問合せ期間

令和5年6月20日（火）～7月7日（金）午前10時～午後6時

(2) 申込書等提出期日

令和5年7月10日（月）午後6時必着

(3) 問合せ・申込書等提出先

法務省保護局更生保護振興課 担当：清水
〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1 15階
電話 03-3580-4111 内線（2628）

メールアドレス hogo-chikatsu@i.moj.go.jp

(4) 申込書等提出方法

- ア 意思表示は、別添「令和5年度保護司等中央研修会開催に伴う会場借上の公募申込書」及び「実施証明書」様式に必要事項を記載の上、関連資料及び上記6に定める応募資格を満たしていることを証する書類と併せて上記7（2）までに直接（持参）又は郵送により3部（正本1部及び副本2部）提出するものとする。
- イ 別添「誓約書」（1部）を提出し、同誓約書の1及び2のいずれにも該当し

ないことを誓約すること。

※ 提出後の誓約書については、個人情報の保護に関する法律により、利用目的以外の利用・提供は制限されています。

ウ 関連資料には、次の項目について必ず明記すること。

(ア) 標題は、「令和5年度保護司等中央研修会開催に伴う会場借上の公募に関する書類」とし、同書類を作成した担当部署及び責任者を明示すること。

(イ) 書類に関する連絡先（担当者、電話番号等）を明記すること。

(ウ) 「実施証明書」については、事実を証明する資料（A4版縦長横書とする。）を添付すること。

(エ) 6の(3)のイについては、実績等を明記した資料を適宜の様式で添付すること。

8 選定方法

(1) 提出された書類の内容等について、当省の担当者から質問をすることがあるので、速やかに対応すること。

(2) 応募後、必要に応じて、電話による照会、追加資料の提出依頼、施設の見学等を行う場合がある。

(3) 提出書類の審査及び施設の実地調査により、上記2に掲げる各条件を具備し、借料、交通の利便性、研修会を実施するにふさわしいか等を総合的に判断し決定する。なお、借料が周囲の一般的な施設と比較し、はるかに高額な場合や、予算上借用不可能と見込まれる場合等においては契約しない場合がある。

(4) 審査結果については、応募者全員に連絡する。なお、審査結果については、令和5年7月18日（火）までに通知する予定とする。

9 契約書の作成

契約に当たっては、当省が定める様式及び内容による契約書を取り交わすものとする。

以 上

別紙3

使用用途	使用物品	予定数量
音響	音響設備一式	1
	マイクロホン	3
	ワイヤレスマイクロホン	2
	ステージ用マイクロホンスタンド	1
	CDプレイヤー	1
	CDレコーダ（録音料込み）	2
	CD（メディア）	3
映像	映像設備一式	1
	プロジェクター一式	1
	スクリーン一式	1
	DVDプレイヤー	1
照明	照明設備一式	1
備品	講演台	1
	司会台	1
	花台	1
	松盆栽	1
	ステージ用椅子	20
	舞台用ソファ	2
	吊り看板	1
	立て看板	1
	トランシーバー	12
	緞帳	1
オペレーター等	音響・映像・照明に係るオペレーター	3
レセプション・クローク業務	案内・クローク業務	5

※使用数については、変更の可能性があります。